令和８年度

教育・保育施設利用のしおり



令和８年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
5歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日
4歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
3歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
2歳児	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日
1歳児	令和6（2024）年4月2日～令和7（2025）年4月1日
0歳児	令和7（2025）年4月2日～

1．子ども・子育て支援新制度について

子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を解決することを目的に、平成２４年８月、「子ども子育て支援法」が設立しました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく『子ども・子育て支援新制度』が平成２７年４月からスタートしました。

新制度では、保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性や保育の必要量に応じた「支給認定」を受けるため申請が必要です。申請に基づいて、市から『教育・保育給付認定決定通知書』または『支給認定証』が交付されますので、保護者の方は認定内容に応じて、認定こども園・保育所等の中からそれぞれのニーズに応じた施設を選択し、利用することが出来ます。

○「支給認定」の区分

認定区分	対象年齢など		利用できる施設など
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上	保育の必要性がなく教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園
２号認定 （保育認定）	満３歳以上 （３歳誕生日の前日から）	３ページの「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	認定こども園 保育所
３号認定 （保育認定）	満３歳未満 （３歳誕生日の前々日まで）	３ページの「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	認定こども園 保育所

２．保育料について

（１） 幼児教育・保育の無償化について

●幼稚園、認定こども園、保育所を利用する場合

○無償化の期間は、小学校入学前の３年間（３歳児クラスから５歳児クラス）です。

※幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する場合は、入園にあわせて、満３歳から無償化されます。

※認可外保育施設などについては、保育の必要性の認定を受けた場合に限ります。

○０歳児クラスから２歳児クラスまでのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

○保育料無償化のための手続きは必要ありません。

●幼稚園、認定こども園（１号認定）の預かり保育を利用する場合

○保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育においても利用料が無償となります。（上限あり）

○無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を新たに受けるための申請が必要となります。

※２号認定・３号認定を受けているお子さんの延長保育料は無償化の対象外です。

●副食費の助成について

由利本荘市では、１号・２号認定の副食費（給食費のうちおかず代）について、上限額まで全額助成しております。

（２） ０～２歳児の利用者負担額について

利用者負担額は父母の市町村民税所得割額の合算により決定します。父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者であると認定できる場合は、父母以外の扶養義務者の所得割額の合算により決定します。

ただし、保育料の算定には住宅取得控除などを受ける前の税額を適用します。

算定期間は、８月までは前年度の市町村民税額で算定し、９月以降は当年度の市町村民税額により決定します。

利用者負担額は子どものクラスの年齢により決定されますので、年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の利用者負担額は変わりません。

4月	5月	6月	7月	8月	**9月**	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和７年度の市町村民税額						令和８年度の市町村民税					

また、所得割額の合算により決定した階層をもとに、きょうだい同時入所の場合の減免（12ページの『多子世帯の保育料減免』参照）がある他、由利本荘市としては安心して子育てができる環境を整備するため「すこやか子育て支援事業」を県の補助を受けて実施しています。助成を受けるためには申請が必要になります。

※年度によって内容に変更がある場合がありますのでご了承ください。

※助成の対象と割合については13ページをご覧ください。

●納付方法について

認定こども園・・・納付方法及び納期限につきましては、各施設で設定されます。

保育所・・・毎月口座振替（振替日は毎月末日。ただし、末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）または納付書により納付していただきます。

３．教育・保育施設等について

施設の種類	施設内容・目的	受入れ可能な認定
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	１号認定
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	１、２、３号認定
保育所	就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	２、３号認定

４．保育を必要とする事由

就労	月４８時間以上家事以外の労働することを常態としている場合
妊娠・出産	母が出産予定日の前８週間である場合または出産後８週間以内の場合
疾病・障がい等	病気や負傷をし、または精神や身体に障がいがある場合
介護・看護	同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又看護している場合
災害復旧	震災や風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合（月１５日以上）
就学	就学中の場合（趣味の講座・カルチャースクール等は対象外）
虐待やDV等	虐待やDVのおそれがある場合
育休継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
その他	市長が上記に類すると認める状態にある場合

※育児休業中の新規利用はできません。

※求職活動を理由に利用出来る期間は、有効期間開始日から９０日を経過する日が属する月の末日までです。また、定員を超過している施設を利用している場合、退所していただくこともあります。

５．個人番号（マイナンバー）の確認について

教育・保育施設の申込み等について、申請の際に世帯全員の個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。申請の際には、下記書類をご用意下さい。

【申請時に必要な書類】

・個人番号を確認出来る書類（個人番号カード・通知カード等）

・申請者の本人確認が出来る書類（個人番号カード、運転免許証等）

６．教育・保育施設の利用手続きについて

（1）申し込み手続きの流れ

１号認定 〇幼稚園・認定こども園	２号・３号認定 〇保育所・認定こども園
①　幼稚園等に、支給認定の申請と入園の申込みをします。	①　市に、支給認定の申請と入所の申込みをします。（こども園は施設へ直接申込みます。）
②　幼稚園等から入園の内定を受けます。	②　市から保護者へ、支給認定証が交付されます。
③　入園の内定を受けた方は幼稚園等を通じて、市へ支給認定申請を行います。	③　定員の空き状況などに応じ、市が調整のうえ、利用先施設を決定します。
④　幼稚園等を通じて、市から、支給認定証、利用者負担額の通知が交付されます。	④　利用先の決定後、施設を利用します。 認定こども園については各施設と直接契約します。
⑤　利用者と幼稚園等が、直接利用契約します。	

７．幼稚園、認定こども園新規利用について

利用にあたっては、教育標準時間認定(１号認定)や保育認定（２・３号認定）を受けることが必要です。認定された場合、「教育・保育給付認定決定通知書」または「支給認定証」を交付します。認定の申請は、各施設に入園申込みをする際に、同時に行います。

(１)教育・保育給付認定申請書の提出

提出先…各幼稚園・認定こども園

教育・保育給付認定の決定…４月から新規利用児童につきまして、市の認定事務が集中するため審査に時間を要することから、申請の結果については、３月中旬ころまでに各施設を通じて、保護者へ通知する予定です。

(２)必要書類

○子どものための教育・保育給付認定申請書（法第１９条１項第１号・第２号・第３号）

○保育を必要とする事由を証明する書類（認定こども園利用の2･3号及び新2･3号認定に限る。）

●新2号・新3号の申請が必要な場合・・子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

保育を必要とする事由	必要な方	必要な書類
外勤 （会社員・公務員・パート・派遣社員等）の場合	父・母・祖父・祖母	就労証明書（勤務先から）
内職の場合	父・母・祖父・祖母	〃　（内職の依頼先から）
自営、農漁業の場合	父・母・祖父・祖母	就労状況申告書
妊娠・出産の場合	母	母子（親子）健康手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写しまたは出産証明書
疾病・看護等の場合	家族等	診断証明書（市指定様式）、身体障害者手帳等の写し、介護保険者証など
就学の場合	父・母・祖父・祖母	在学証明書
求職中の場合	父・母・祖父・祖母	求職活動現況申告書
育休継続利用の場合	父・母	育児休業証明書（勤務先から）

※ 祖父母については、令和８年４月１日時点で６０歳以上の場合は必要ありません。ただし、６０歳未満の場合は世帯分離をしている場合でも同じ住所地に住民登録している場合は上記書類が必要になります。

○税関係書類

①令和７年１月１日及び令和８年１月１日の住所が<u>由利本荘市の場合</u>

書類提出は不要です。ただし、所得の申告をしていない場合は、申告が必要となります。

②令和７年１月１日もしくは令和８年１月１日の住所が<u>由利本荘市外の場合</u>

マイナンバーによる税照会のほか、必要に応じて課税額の確認書類を提出していただく場合があります。

※政令指定都市からの転入者の場合・・・

指定都市への税源移譲に伴い、「政令指定都市」は、平成３０年度から市民税の税率が６％から８％に変更されています。「政令指定都市」から転入した場合、保育料は由利本荘市の市民税の税率６％による計算となるため、課税額の確認書類を提出していただくこととなります。

※未申告等により、市町村民税の確認ができない場合は、最高階層での算定となります。

○その他

利用児童の両親またはきょうだいが障害者手帳等をお持ちの場合は手帳の写しを提出してください。また、上記以外に、必要に応じて他の書類の提出をお願いする場合があります。

（3）保育の必要量（※認定こども園利用の２・３号認定の場合）

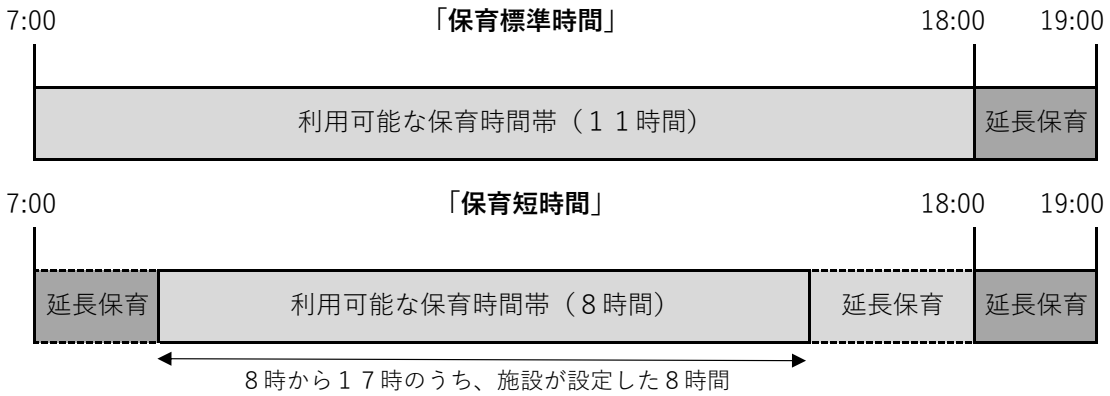
保育認定を行う場合、保育の必要量の認定も行います。区分によって保育料が異なります。

区分	要　　件	利用出来る時間帯
保育標準時間	就労（月４８時間以上）、介護（※１）、就学等、疾病・障がい（※１）、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDV等	利用可能時間 １１時間
保育短時間	就労（月４８時間以上）、介護（※１）、就学等、疾病・障がい（※１）、求職活動、育児休業に係る継続利用	利用可能時間 ８時間（※２）

※１疾病や障がいまたは同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断した上で認定します。

※２保育短時間の利用可能な時間帯については、各保育所で設定されます。

※保育標準時間を認定される方であっても、保育短時間を希望する場合は保育短時間として認定します。



【由利本荘市内　認定こども園一覧】

○認定こども園（幼稚園型）

法人名	施設名	定員	住所	電話番号	開所時間	預かり	一時
（学）秋田キリスト教学園	本荘幼稚園	45	東町５６	22-3116	7:30～18:30	○	×

○認定こども園（幼保連携型）

法人名	施設名	定員	住所	電話番号	開所時間	預かり	一時
（学）鶴舞学園	若草幼稚園・保育園	75	東梵天５２	22-0852	7:00～19:00	○	×
（学）秋田カトリック学園	本荘カトリックこども園	35	給人町１００	22-2068	7:30～18:30	○	×
（学）土田学園	清徳幼稚園　清徳保育園	155	桜小路４３	24-2501	7:00～19:00	○	○
（福）中央会	本荘中央こども園	162	薬師堂字谷地１２７－３	23-1313	7:00～19:00	○	○
（福）由利本荘保育会	西目こども園	140	西目町沼田字新屋下３７-１	33-2038	7:00～19:00	○	○

※預かり保育：家庭の事情や仕事等により、預かりを希望する場合に利用することができます。
※一時預かり：日常生活上の突発的な事情や病気等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用することができます。お申し込みや利用料金等については、各施設へお問い合わせください。
※定員は、令和７年１１月時点の予定であり、変更となる場合がありますのでご了承ください。

その他

○届出内容の変更について

施設利用中に住所、世帯の状況、保育事由等に変更があった場合には、こども家庭センター（本荘保健センター内）または各総合支所市民サービス課へ届け出が必要になります。

また、修正申告等により税額の変更がある場合は利用者負担額（保育料）が変更になることがありますので、修正申告の控え（写し）を速やかに提出して下さい。

なお、園を１ヶ月以上利用しないことが確定している場合には、退所をお願いしておりますのでこども家庭センターまたは各総合支所市民サービス課へお知らせください。

８．保育所新規利用について

利用にあたっては、子どもの保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定（保育認定）を受けることが必要です。

利用調整については、保育を必要とする基準を審査し、調整結果の通知をします。優先度の高い方から利用決定しますので、受入れ可能人員を超えた場合は利用できない場合もあります。

(１)保育の必要量

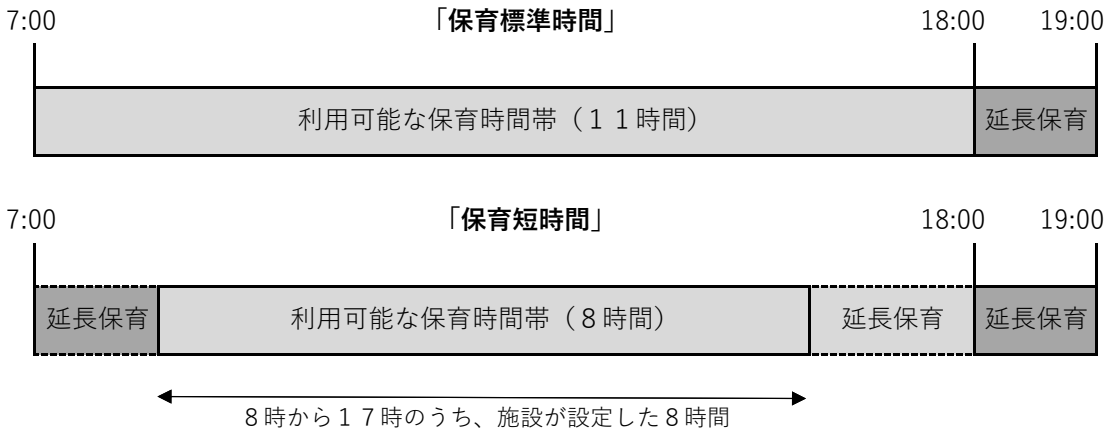
保育認定を行う場合、保育の必要量の認定も行います。区分によって保育料が異なります。

区分	要　　件	利用出来る時間帯
保育標準時間	就労（月４８時間以上）、介護（※１）、就学等、疾病・障がい（※１）、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDV等	利用可能時間 １１時間
保育短時間	就労（月４８時間以上）、介護（※１）、就学等、疾病・障がい（※１）、求職活動、育児休業に係る継続利用	利用可能時間 ８時間（※２）

※１疾病や障がいまたは同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断した上で認定します。

※２保育短時間の利用可能な時間帯については、各保育所で設定されます。

※保育標準時間を認定される方であっても、保育短時間を希望する場合は保育短時間として認定します。



（２）利用申請書の提出

【新規利用（令和８年４月利用希望者のみ】

受付開始・・・令和７年１２月１日（月）から令和８年１月２０日（火）まで（土日・祝日除く）

利用決定・・・４月から新規利用児童につきまして、市の認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、認定の結果については、利用決定通知書と同時に２月中旬頃まで通知する予定です。

【新規利用（令和８年５月以降利用希望】

受付開始・・・利用開始月の２ヶ月前から

提 出 先・・・こども家庭センター（本荘保健センター内）または各総合支所市民サービス課

利用決定・・・認定の結果については、利用決定通知書と同時に利用開始日の前月に通知いたします。

（3）必要書類

○子どものための教育・保育給付認定申請書（法第１９条１項第１号・第２号・第３号）

○保育所等利用申込書

○保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由	必要な方	必要な書類
外勤 （会社員・公務員・パート・派遣社員等）の場合	父・母・祖父・祖母	就労証明書（勤務先から）
内職の場合	父・母・祖父・祖母	〃　（内職の依頼先から）
自営、農漁業の場合	父・母・祖父・祖母	就労状況申告書
妊娠・出産の場合	母	母子（親子）健康手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写しまたは出産証明書
疾病・看護等の場合	家族等	診断証明書（市指定様式）、身体障害者手帳等の写し、介護保険者証など
就学の場合	父・母・祖父・祖母	在学証明書
求職中の場合	父・母・祖父・祖母	求職活動現況申告書
育休継続利用の場合	父・母	育児休業証明書（勤務先から）

※ 祖父母については、令和８年４月１日時点で６０歳以上の場合は必要ありません。ただし、６０歳未満の場合は世帯分離をしている場合でも同じ住所地に住民登録している場合は上記書類が必要になります。

○税関係書類

①令和７年１月１日及び令和８年１月１日の住所が<u>由利本荘市の場合</u>

書類提出は不要です。ただし、所得の申告をしていない場合は、申告が必要となります。

②令和７年１月１日もしくは令和８年１月１日の住所が<u>由利本荘市外の場合</u>

マイナンバーでの照会の他、必要に応じて課税額の確認書類を提出していただく場合があります。

※政令指定都市からの転入者の場合・・・

指定都市への税源移譲に伴い、「政令指定都市」は、平成３０年度から市民税の税率が６％から８％に変更されています。「政令指定都市」から転入した場合、保育料は由利本荘市の市民税の税率６％による計算となるため、課税額確認書類の提出をお願いする場合があります。

※未申告等により、市町村民税の確認ができない場合は、最高階層での算定となります。

○その他

利用児童の両親またはきょうだいが障害者手帳等をお持ちの場合は手帳の写しを提出してください。また、上記以外に、必要に応じて他の書類の提出をお願いする場合があります。

（4）広域利用について

由利本荘市に住所がある方で、仕事の関係や里帰り出産等により他の市町村の保育所の利用を希望する場合は、「広域利用」の制度があります。広域利用を希望する場合はお住まいの市区町村に申込みをして下さい。

９．その他

1）次のような場合には、お手続きが必要となりますのでこども家庭センター（本荘保健センター内）
　または各総合支所市民サービス課へお知らせ下さい。
　①子どもが年度途中で市外へ転出や保育所を退所するとき。
　②保護者が仕事を辞めたり、勤務先が変わったとき。
　③保護者が育児休業を取得したとき。
　④世帯の状況が変わったとき。（離婚、結婚、転居等）
　⑤市民税額が変更になったとき。（修正申告の写を提出した翌月から保育料変更）
　⑥利用できる基準に該当しなくなったとき。
2）申請が事実と異なる場合や虚偽の申請が判明した場合は、利用決定を取り消すことがあります。
3）園を１ヶ月以上利用しないことが確定している場合には、退所をお願いしております。
　こども家庭センターまたは各総合支所市民サービス課へお知らせください。

【教育・保育施設利用などに関するお問い合わせ】

		住所	電話番号
本荘保健センター	こども家庭センター	瓦谷地１番地	２４－６３２０
矢島総合支所	市民サービス課	矢島町矢島町２１番地２	５５－４９５１
岩城総合支所	市民サービス課	岩城内道川字新鶴潟５０番地	７３－２０１１
由利総合支所	市民サービス課	前郷字御伊勢下４番地１	５３－２１１３
大内総合支所	市民サービス課	岩谷町字日渡１００番地	６５－２８０６
東由利総合支所	市民サービス課	東由利老方字橋脇１１２番地	６９－２１１０
西目総合支所	市民サービス課	西目町沼田字弁天前４０番地６１	３３－４６１０
鳥海総合支所	市民サービス課	鳥海町伏見字赤渋２８番地１	５７－３５０１

《由利本荘市内　保育所一覧》

法人名	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	延長	一時
（福）本荘双葉会	本荘保育園	130	大門１３	22-0662	7:00～19:00	○	○
	風の子保育園	120	御門７４	22-8885	7:00～19:00	○	○
	ひかり保育園	70	八幡下２４－１	22-0560	7:00～19:00	○	○
（福）石脇福祉会	石脇東保育園	80	石脇字上ノ山９９	22-4183	7:00～19:00	○	○
	石脇西保育園	200	石脇字田尻３０－１２	22-2149	7:00～19:00	○	○
	石脇北保育園	60	石脇字竜巻１４	24-3622	7:00～19:00	○	○
	小友保育園	70	館前字後田４９－１	22-3532	7:00～19:00	○	○
	内越保育園	150	川口字愛宕山１３７－２	22-3165	7:00～19:00	○	○
（福）子吉保育園福祉会	子吉保育園	80	藤崎字藤代１２４－２	22-0045	7:00～19:00	○	○
（福）多宝会	石沢保育園	30	館字六角１６８－２	29-2104	7:00～19:00	○	○
（福）矢島惠育会	矢島保育園	70	矢島町城内字八森下５１５	27-5656	7:00～19:00	○	○
（福）藏立会	えみの森	30	東由利館合字向田７６－１	69-2131	7:00～19:00	○	○
（福）岩城保育会	道川保育園	50	岩城内道川字烏森５１－１	73-2202	7:00～19:00	○	○
（福）由利本荘保育会	亀田保育園	30	岩城亀田亀田町字田町３５－２	72-2353	7:00～19:00	○	○
	ゆり保育園	70	前郷字家岸上堤７６	53-4191	7:00～19:00	○	○
	岩谷保育園	100	岩谷町字日渡５９－１	65-2008	7:00～19:00	○	○
	下川大内保育園	40	松本字上川原１４－２	66-2111	7:00～19:00	○	○
	鳥海保育園	30	鳥海町伏見字久保１６－３	57-2010	7:00～19:00	○	○

※延長保育：勤務時間等により長時間の保育を必要とする場合に利用することができます。

※一時預かり：仕事や病気等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用することができます。お申込みや利用料金等については、各保育所へお問い合わせ下さい。

※定員等については、令和７年１１月時点の予定であり、変更となる場合がありますのでご了承ください。

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額

【保育園・認定こども園・地域型保育】(0～2歳児)

保育標準時間(午前7時から午後6時まで　11時間)
保育短時間(各保育所において設定される　8時間)

国階層	階層区分	世帯区分	利用者負担額(月額)			多子世帯の保育料減免
			国基準額	3歳未満児		
				保育標準時間	保育短時間	
1	①	生活保護世帯	0円	0円	0円	
2	②	市町村民税 非課税世帯				
3	③-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	19,500円	11,700円	11,500円	保護者が監護し、生計同一の子どもを年齢制限なしで数えます。 ◎所得割課税額が57,700円未満の世帯(④-1階層の一部まで) 第2子半額 第3子以降無料
	③-2	所得割課税世帯 48,600円 未満		13,600円	13,400円	
4	④-1	所得割課税世帯 61,000円 未満	30,000円	15,300円	15,100円	◎上記以外の世帯 保護者が監護し同一世帯の教育・保育施設等を利用する0歳から小学校就学前までの子どもを数えます。 第2子半額 第3子以降無料
	④-2	所得割課税世帯 73,000円 未満		16,700円	16,500円	
	④-3	所得割課税世帯 85,000円 未満		18,000円	17,700円	
	④-4	所得割課税世帯 97,000円 未満		19,500円	19,200円	
5	⑤-1	所得割課税世帯 115,000円 未満	44,500円	22,500円	22,200円	
	⑤-2	所得割課税世帯 133,000円 未満		24,600円	24,200円	
	⑤-3	所得割課税世帯 151,000円 未満		26,700円	26,300円	
	⑤-4	所得割課税世帯 169,000円 未満		28,800円	28,400円	
6	⑥-1	所得割課税世帯 213,000円 未満	61,000円	32,300円	31,800円	
	⑥-2	所得割課税世帯 257,000円 未満		34,500円	34,000円	
	⑥-3	所得割課税世帯 301,000円 未満		36,600円	36,000円	
7	⑦-1	所得割課税世帯 349,000円 未満	80,000円	41,200円	40,500円	
	⑦-2	所得割課税世帯 397,000円 未満		48,000円	47,200円	
8	⑧	所得割課税世帯 397,000円 以上	104,000円	62,400円	61,400円	

ひとり親世帯等

国階層	階層区分	世帯区分	利用者負担額(月額)			多子世帯の保育料減免
			国基準額	3歳未満児		
				保育標準時間	保育短時間	
2	②	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	◎所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等
3	③-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	9,000円	4,500円	4,300円	保護者が監護し、生計同一の子どもを年齢制限なしで数えます。 第2子以降無料
	③-2	所得割課税世帯 48,600円 未満		4,950円	4,750円	
4	④-1	所得割課税世帯 61,000円 未満		5,400円	5,200円	
	④-2	所得割課税世帯 73,000円 未満		5,850円	5,650円	
	④-3 の一部	所得割課税世帯 77,101円 未満		6,300円	6,100円	

※ 保育料を決めるときは、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等)を受ける前の税額を適用します。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※ 第3階層、第4階層のうち市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯の子どもについては、上記の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、第2子を半額・第3子以降が0円となります。

※ 「ひとり親世帯等」・・・ひとり親世帯、在宅障がい児(者)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けた児童(者)や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。

※ 市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等の子どもについては、上記の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、生計を一にする子どもの順で2人目以降は0円となります。

※ 生計を一にし同居していない子どもがいる場合は、戸籍謄本等の書類を掲示の上、申し出が必要となります。

すこやか子育て支援事業保育料助成制度

「すこやか子育て支援事業保育料助成制度」とは、県と市町村が経費の2分の1ずつを負担し、保育料を助成する制度です。
助成対象となる基準は、国が定める特定教育・保育施設等の利用者負担の上限額基準をもとに市町村民税所得割課税額（父母の合算）により判断します。
平成30年度より制度が拡充され、平成30年4月2日以降に出生した第2子以降の児童が全額助成（所得制限有り）の対象となります。

《助成の基準》

【保育園・認定こども園】（0～2歳児）

<table>
<tr><th>階層区分</th><th>父母または
扶養義務者の
市町村民税所得割額</th><th>一般世帯</th><th>ひとり親世帯</th><th>第2子</th><th>第3子以降が出生した
世帯の第2子以降</th></tr>
<tr><td>①</td><td>生活保護世帯</td><td rowspan="4">1／2助成</td><td rowspan="14">1／2助成</td><td rowspan="14">全額助成</td><td rowspan="14">全額助成</td></tr>
<tr><td>②</td><td>市町村民税
非課税世帯</td></tr>
<tr><td>③－1</td><td>均等割のみ課税額</td></tr>
<tr><td>③－2</td><td>所得割課税額
48,600 未満</td></tr>
<tr><td>④－1</td><td>所得割課税額
61,000 未満</td><td rowspan="10">1／4助成</td></tr>
<tr><td>④－2</td><td>所得割課税額
73,000 未満</td></tr>
<tr><td>④－3</td><td>所得割課税額
85,000 未満</td></tr>
<tr><td>④－4</td><td>所得割課税額
97,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑤－1</td><td>所得割課税額
115,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑤－2</td><td>所得割課税額
133,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑤－3</td><td>所得割課税額
151,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑤－4</td><td>所得割課税額
169,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑥－1</td><td>所得割課税額
213,000 未満</td><td rowspan="9">対象外</td><td rowspan="9">対象外</td><td rowspan="9">対象外</td><td rowspan="5">1／2助成</td></tr>
<tr><td>⑥－2</td><td>所得割課税額
257,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑥－3</td><td>所得割課税額
301,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑦－1</td><td>所得割課税額
349,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑦－2</td><td>所得割課税額
397,000 未満</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>所得割課税額
397,000 以上</td><td rowspan="4">対象外</td></tr>
</table>

※　市町村民税所得割課税額は、国が定める利用者負担上限基準の階層区分における取扱いに準じます。
※　父母の市町村民税所得割課税額の合算になります。
※　扶養義務者の市町村民税所得課税額は、父母のいない児童に該当する場合に適用します。
（住宅借入金等特別控除等は除く。）
保育料助成の適用時期は、R8.4月～R8.8月分は令和7年度市民税額（令和6年分所得）、R8.9月～R9.3月分は令和8年度市民税額（令和7年分所得）により決定します。